

公 示 送 達 書

第 1 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が明らかでないので、地方税法第20条の2第1項の規定により、公示送達します。

これらの書類は、当所において保管してありますから、申出があればいつでも交付します。

令和8年7月23日

石川県金沢県税事務所長



公示送達する書類を特定する情報	送達を受けるべき者の氏名又は名称	摘 要
地方税法の規定による書類 第 1 号	君 正巳	

備考 上記の書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされます。